

# 材料検査実施基準 (ISO9000s 試行工事用)

平成 12 年 12 月 12 日 制 定

平成 13 年 8 月 20 日 一部改定

平成 15 年 3 月 27 日 改 定

## 1 適用範囲

この「材料検査実施基準 (ISO9000s 試行工事用)」(以下「基準」という。)は、東京都建設局が施行する工事において、契約図書でこの基準を適用することを定めた工事又は工事請負契約標準契約書第 52 条 (補則) に基づく「ISO9000 シリーズの工事への適用に関する試行」の実施に係る協議の結果、試行実施の確認書によりこの基準を使用することが合意された工事に適用する。なお、この基準に記載のない項目・事項については、東京都建設局が定めた「建設局材料検査実施基準」(以下「通常の基準」という。)による。

## 2 材料検査の方法

材料検査に係る方法は、次の各号に掲げる方法による。

- (1) 監督員が行う材料検査については、品質管理記録表、品質管理チェック表及び工事記録写真等の書類により行うものとする。
- (2) 検査員が行う検査については、通常の基準に基づき実施する。なお、必要に応じて品質管理記録表及び品質管理チェック表及等の品質マネジメントシステムに基づく品質記録書類並びに工事記録写真等を参考に検査を行う。
- (3) 工事記録写真によって材料検査を行うに当たっては、ビデオ等を活用した記録によることができる。この場合において、請負者は、撮影方法及び整理の方法について、あらかじめ監督員と協議しなければならない。
- (4) その他、上記の方法によりがたい場合には、通常の基準による。

## 3 材料検査の結果判明後の措置

品質管理記録表及び品質管理チェック表等の書類による検査に当たって、当該品目の所定の品質に対して不合格又は不適合となることが判明した場合の措置等は、通常の基準の定めによることとする。